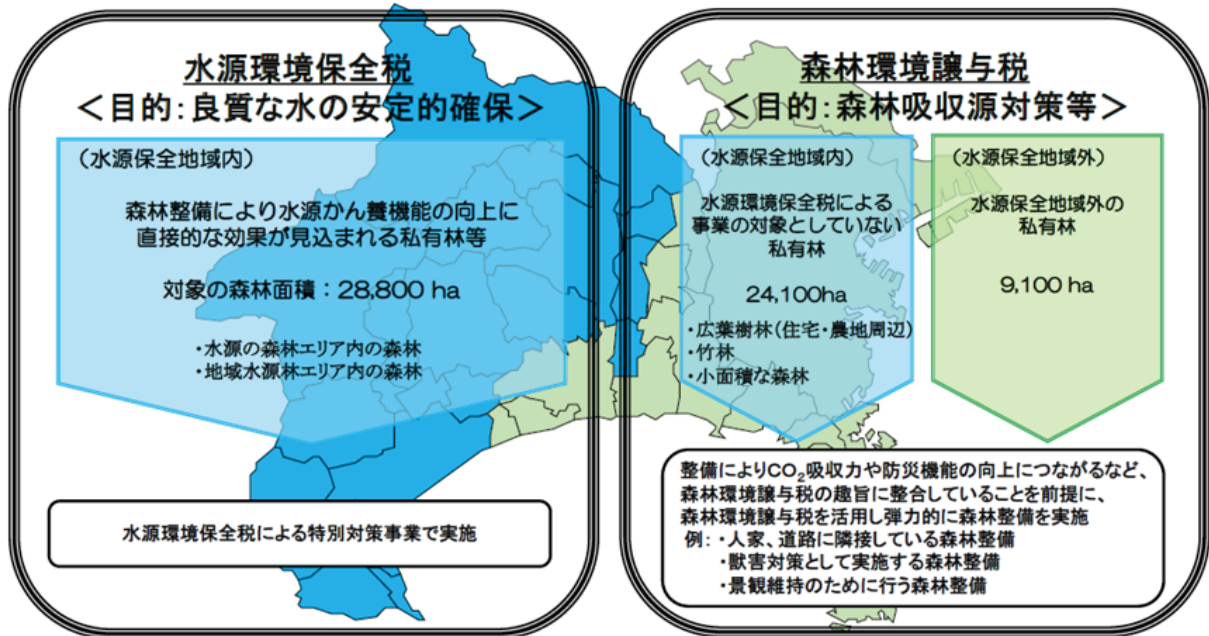


## 神奈川県“水源環境保全税”と国の“森林環境譲与税”について

令和元年度より国の森林環境譲与税が譲与されていますが、神奈川県では県の独自課税（水源環境保全税）との両立を図り、市町村と連携・協力しながら県内すべての森林の保全・再生を図ることとしています。

### 森林整備等に充当する財源のすみ分け



※色により税金の対象エリアを分けています。

青色: 水源環境保全地域

緑色: 水源環境保全地域外

### 両税の用途 (イメージ)

